

## 参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和8年6月3日

独立行政法人水資源機構

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男

### 1. 目的

この参考見積の募集は、木曽川上流ダム総合管理所味噌川ダム管理所で予定している「味噌川ダム作業船詳細点検業務」の積算の参考とするための参考見積を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち業種「その他」の認定を受けており、かつ、営業品目の「船舶修理・船検」に登録していることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書には、別紙見積仕様書に記載された内容を履行するのに必要となる部品費、工賃、機材、出張費、諸経費等の費用内訳を記載して下さい。  
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和8年6月4日(木) から令和8年6月18日(木) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先  
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 宛  
【担当】総務課 森  
〒509-7202 岐阜県恵那市東野字花無山 2201-79  
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所  
TEL：0573-25-5295 FAX：0573-25-9221
- (4) 提出方法  
書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。  
なお、「参考見積書」に本件責任者及び担当者の氏名や連絡先の記載がある場合は、社印は不要とします。

### 4. 参考見積内容

- ① 参考見積内容は、別紙見積仕様書のとおり。

- ② 参考見積書の有効期間は令和9年3月31日までとしますが、この有効期限で見積が困難な場合は、見積可能な有効期限とします。
- ③ 参考見積書は、提出年月日を記入するものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年6月4日(木) から令和8年6月11日(木) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年6月12日(金) から令和8年6月18日(木) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

# 味噌川ダム作業船詳細点検業務

## 見 積 仕 様 書

令和8年6月

独立行政法人 水資源機構  
木曾川上流ダム総合管理所

## 第1章 総 則

### 第1節 適 用

この見積仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所(以下「機構」という。)が施行する「味噌川ダム作業船詳細点検業務」(以下「業務」という。)に適用します。

### 第2節 業務内容

#### 2-1 履行場所

長野県木曽郡木祖村小木曽地内 味噌川ダム

#### 2-2 業務概要

本業務は、ダム湖の巡視や塵芥撤去作業等に用いる作業船において、船外機の動作不良が発生したことから、その原因を調査するための詳細点検を実施するものです。

#### 2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の詳細調査を実施するものとします。

設備名	数量	調査内容
作業船(おくきそ)	1隻	船外機詳細調査

### 第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、決定通知日の翌日から60日間。

なお、休日等には、日曜日、祝日の他、作業期間内の全土曜日を含むものとします。

### 第4節 提出図書

本業務完了までに提出する図書内容及び部数は次のとおりとします。

- ・調査報告書紙出力(A4版) 1部

### 第5節 支給材料

本業務において次のものを支給します。

#### 1. 燃料

船舶の運転操作に必要な燃料

#### 2. 電力

業務に必要な低圧電力(ただし、引き渡し可能な場所に限り)

#### 3. 引き渡し場所

第1章第2節2-1に示す履行場所とします。

### 第6節 一般事項

#### 6-1 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求又は業務妨害)に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとします。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとします。

## 6-2 設計変更

業務内容等の変更が生じた場合は、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとします。

## 6-3 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、機構担当者と協議のうえ決定するものとします。

## 第2章 点検

### 第1節 業務対象設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、次のとおりとします。

船舶の名称	作業船 おくきそ
登録番号	第 220-23653
取得年月日	平成6年1月10日 (船外機:H30.5、船体:H22.2)
長さ	6.77m
深さ	0.84m
幅	2.47m
総トン数	1.3t
形式・主機の種類 及び定格出力	FT60GET_L 4サイクル直列4気筒 60ps/5500rpm
製造者	ヤマハ発動機(株)

### 第2節 交換部品

本業務において、以下の部品を交換するものとする。

部品名	規格	数量
船外機用ヒューズ	20A	3個

### 第3節 詳細点検

- (1) 作業船について、バッテリーの誤接続により船外機が動作不能となったことから、専用の診断装置を用いて原因について詳細に調査し、担当職員へ報告するものとします。
- (2) 調査にあたっては、故障の推定原因を特定するとともに、復旧にあたって必要な部品・整備内容等について調査報告に含めて報告するものとします。
- (3) バッテリーについても診断を行い、再使用可能か調査を実施するものとします。
- (4) 船外機内部のヒューズ(20A×3個)について、調査に合わせて交換するものとする。
- (5) 調査の結果、予備品等の交換で容易に復旧できる作業は本業務に含むものとします。

以上